

事業評価書（事前）

事務事業名		生活福祉資金貸付制度（新たな貸付制度の導入）
事務事業の概要	(1)目的	低所得者に対するセーフティーネット機能の充実を図る。
	(2)内容	高齢者の保有資産に着目した新たな貸付制度の導入
	(3)達成目標	<p style="text-align: center;">┆ 予算額（案） ┆ 1,550百万円</p> 一定の資産を有するものの低所得である高齢者世帯に対し、保有資産を総合的に評価した貸付けを新たに行い、これらの者の生活を支援する。
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕</p> 昨今の経済状況や介護保険制度並びに医療保険制度における低所得者問題等を踏まえ、低所得者層に対する、セーフティーネット機能の強化が必要である。
		<p>〔公益性〕</p> 本制度における貸付対象は、他の金融機関では借受けができない低所得者世帯であり、また第1種社会福祉事業として位置づけられている。
		<p>〔官民の役割分担〕</p> 制度の仕組みや貸付原資の確保等については、国及び都道府県で行い、事業の実施については、社会福祉法人である都道府県社会福祉協議会が行っている。
		<p>〔国と地方の役割分担〕</p> 貸付制度の安定した運営のため、国・都道府県で応分の負担を行うことが必要であるため、経費の負担割合は貸付原資が国2/3・都道府県1/3、事務費については国1/2、都道府県1/2であり、適切に行われている。
		<p>〔民営化や外部委託の可否〕</p> 本制度は、社会福祉法人である都道府県社会福祉協議会が実施主体として運営されている。
		<p>〔緊要性の有無〕</p> 昨今の経済状況や介護保険制度並びに医療保険制度における低所得者問題等を背景に、低所得者層に対するセーフティーネットの機能を果たす本制度の充実喫緊の課題である。
		<p>〔他の類似施策〕</p> 他の制度においても様々な貸付が行われているが、本制度は真に低所得者向けとして行われているものである。
	(2)有効性	<p>〔今後見込まれる効果〕</p> 貸付制度の充実により、低所得者層が更なる困窮に陥らない体制整備の充実が図られる。
		<p>〔効果の発現が見込まれる時期〕</p> 事業開始予定（平成14年4月）時より
	(3)効率性	<p>〔単年度の費用〕</p> 1,550百万円

	<p>〔手段の適正性〕 給付ではなく、貸付により低所得者に対する支援を行うことにより、当該低所得者の自立促進が期待できることから適正である。</p> <p>〔効果と費用との関係に関する分析〕 貸付原資については、償還により繰り返し貸付が行えることから、費用対効果から考えても適切である。</p>
(4)その他 (公平性・優先性 など)	なし
関連事務事業	なし
特記事項	なし
主管課 及び関係課	(主管課) 社会・援護局地域福祉課